

1、はじめに

(1) 「不意打ち」感が生じた背景を考える

①2022年12月16日閣議決定「国家安全保障戦略」(NSS) / 「国家防衛戦略」 / 「防衛力整備計画」

②国会以外の場での決定

(i) 「自公両党の外交安全保障に関する与党協議会」と「与党国家安全保障戦略等に関する検討WT」

(ii) 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」(座長・佐々江賢一郎元外務次官) ~9月30日、10月20日、11月9日、11月21日。議事録公開は2023年1月24日。4回会議での報告書案は席上回収。

③有識者の一人・中西寛氏の発言。「安保3文書の取りまとめについては意思決定に誰がどういう形で関わっているのかについて必ずしも国民に見えない。世論の支持を得る点で十分なものであるかどうか」。

(2) 柿崎明二氏(共同通信社論説委員、元内閣総理大臣補佐官(菅義偉内閣))の発言→岸田内閣改造人事「猫じゃらし」[目の前の新しいことを追ってしまうメディア]。参照、杉田敦・木村草太・柿崎明二『安保法制』から考える立憲主義・民主主義、長谷部恭男他編『安保法制から考える憲法と立憲主義・民主主義』(有斐閣、2016年)22頁

2、「帝国国防方針」(1907年、1918年改定、1923年改定、1936年改定)の時代からの3文書構成

(1) 戦前期の国防方針を分析することの意味 1907年版策定には山県有朋(1838-1922)が元帥として参画 ローレンツ・フォン・シュタイン(1815-1890)が果たした役割~1882年に伊藤博文(1841-1909)が憲法を学んだ相手は、1889年に山県有朋が主権線・利益線を学んだ相手でもあったこと。

(2) 為政者は、いかなる場合に、「帝国国防方針」のような文書を作成しようとするのか

①田中義一(1864-1929、日露戦争時、満州軍作戦主任参謀)執筆の1906年「随感雑録」~田中の発意。陸海軍の作戦の統一には、陸海合同の「統帥機関」設置か、「上に動かすべからざる規矩準繩」を制定するか。

②平時に陸海軍の戦略・作戦を統一する機関がなく、戦時に大本営が設置される。その隙間を埋めるための強力な統制力のある文書が必要。

③軍拡競争では、陸海軍で予算獲得競争が起こる。陸軍と海軍を「協同一致」させる方策ための方策。

(3) 策定までの経過とその特徴

①陸海軍の統帥部、陸海軍省、元帥府での商議。西園寺公望(1849-1940)首相は「所要兵力」の閲覧のみ。

②西園寺の奉答~1907年3月付「臣公望謹みて奏す」〔中略〕惟るに帝国の国力を以て欧米列強中の二三の同盟聯合に対し、軍備の優越を望むは誠に難事に属す。〔中略〕我国財政の情況は大戦役の後を受け、今俄かに之が全部の遂行を許さざるものあり。願くは暫く仮すに時を以てし国力と相俟て緩急を参酌せしめられんことを 臣公望 誠惶々々頓首々々」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C14061025100)

(4) 国防方針の内容

①「最も近く有り得べき敵国は蓋し露国なるべし」

②「帝国軍の兵備は左の標準に基くを要す」

→「陸軍の兵備は〔中略〕露国の極東に使用し得る兵力に対し攻勢を取るを度とす」

→「海軍の兵備は〔中略〕米国の海軍に対し東洋に於て攻勢を取るを度とす」

3-1、「国家安全保障戦略」(2022年12月)を読む

- (1) 中国に対する記述～「現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり〔後略〕」(9頁)
- (2) ロシアに対する記述～「我が国を含むインド太平洋地域におけるロシア対外的な行動、軍事動向等は、中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念である」

3-2、「国家防衛戦略」(2022年12月)を読む

- (1) 「I 策定の趣旨」の冒頭の文章「国民の命と平和な暮らし、そして、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜く」。動詞が「守り抜く」(1頁)。
- (2) 「II 戦略環境の変化と防衛上の課題」の「1 戦略環境の変化」の部分。「中国と米国の国家間競争は、さまざまな分野で今後も激しさを増していくと思われるが、そのような中、米国は、中国との競争において今後の10年が決定的なものになるとの認識を示している」(2頁)。
- (3) 「3 防衛上の課題」の項。一つの解釈の提示。「ロシアがウクライナを侵略するに至った軍事的な背景としては、ウクライナのロシアに対する防衛力が十分ではなく、ロシアによる侵略を思いとどまらせ、抑止できなかった、つまり、十分な能力を保有していなかったことにある」(5頁)。
「さらに、高い軍事力を持つ国が、あるとき侵略という意思を持ったことにも注目すべきである。脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するところ、意思を外部から正確に把握することは困難が伴う。国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する。」(5頁)
「このような国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した自らの能力、すなわち防衛力を構築し、相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある」(5頁)

4、歴史から学べることは

- (1) 1934年～36年 ワシントン海軍軍縮条約、ロンドン海軍軍縮条約からの離脱
 - ①石川信吾(1894-1964、軍令部第二部軍備担当参謀)「次期軍縮対策私見」(1933年10月)
 - ②アメリカとの建艦競争軽視。「現状よりも著しく製艦費を膨張せしむること無く、1937年以後10年間の競争に堪え得るや否やを検討すれば可なり」、参照、相澤淳『海軍の選択』(中央公論新社、2002年)
- (2) 1937年の日中戦争の緒戦での日本軍の苦戦
 - ①外務省東亜局長であった石射猪太郎(1887-1954)、1937年8月17日の日記に「支那は大軍を上海に注ぎ込んで陸戦隊セン殲滅を図て居る、之に対して幾日もてるか。陸戦隊本部は陥落しはしないか」との危惧を書く、参照、伊藤隆・劉傑編『石射猪太郎日記』(中央公論社、1993年)181頁
 - ②英国での日本製品ボイコット、日本の為替危機
 - ③昭和天皇の1942年12月11日の述懐(侍従小倉庫次に対して語った言葉)「支那事変で、上海で引かかったときは心配した。停戦協定地域に「トーチカ」が出来ているのを、陸軍は知らなかった。引かかったので、自分は兵力を増強することを云った。戦争はやる迄は深重に、始めたら徹底してやらねばならぬ、又行はざるを得ぬと云ふことを確信した」(「小倉庫次侍従日記 昭和天皇戦時下の肉声」『文藝春秋』2007年4月号、165～166頁)